



2025年4月28日

各 位

会 社 名 山陽電気鉄道株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 上 門 一 裕
コ ー ド 番 号 9 0 5 2
上 場 取 引 所 東証プライム
問 合 せ 先 経営統括本部 総務・広報部長 松 島 史 明
(TEL 078-612-2032)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月開催予定の第136回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員の異動（社長交代等）に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実強化を図るため、2025年6月開催予定の第136回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、業務執行の迅速な意思決定が可能となるよう、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任可能とする規定を新設するものです。

(2) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第27条を変更案第28条のとおり変更するものであります。なお、変更案第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月（予定）
定款変更の効力発生日 2025年6月（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1.</p>	<p>1.</p>
<p>〈 (記載省略)</p>	<p>〈 (現行どおり)</p>
<p>11.</p>	<p>11.</p>
<p>12. <u>一般旅行業、国内旅行業及び旅行業代理店業</u></p>	<p>12. 旅行業及び旅行業代理店業</p>
<p>13.</p>	<p>13.</p>
<p>〈 (記載省略)</p>	<p>〈 (現行どおり)</p>
<p>16.</p>	<p>16.</p>
<p>17. <u>一般労働者派遣業及び特定労働者派遣業並びに経営コ</u></p>	<p>17. 労働者派遣業並びに経営コンサルタント業</p>
<p>ンサルタント業</p>	
<p>18.</p>	<p>18.</p>
<p>〈 (記載省略)</p>	<p>〈 (現行どおり)</p>
<p>23.</p>	<p>23.</p>
<p>(機 関)</p>	<p>(機 関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関</p>
<p>を置く。</p>	<p>を置く。</p>
<p>1. 取締役会</p>	<p>1. 取締役会</p>
<p>2. <u>監査役</u></p>	<p>2. <u>監査等委員会</u></p>
<p>3. <u>監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>4. 会計監査人</p>	<p>3. 会計監査人</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(議 長)</p>	<p>(議 長)</p>
<p>第16条 株主総会の議長は、<u>社長がこれに当り、社長に事</u></p>	<p>第16条 株主総会の議長は、<u>代表取締役がこれに当る。代</u></p>
<p>故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定め</p>	<p>表取締役が複数のとき又は代表取締役に事故があるとき</p>
<p>た順位により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>は、取締役会の決議によりあらかじめ定められた順位により</p>
<p></p>	<p>他の取締役がこれに代る。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>
<p></p>	<p><u>当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5</u></p>
<p></p>	<p><u>名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第21条 取締役は、議決権を行使することができる株主の</p>	<p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の</u></p>
<p>議決権の3分の1以上を有する株主が出席している株主</p>	<p><u>取締役とを区別して、議決権を行使することができる株</u></p>
<p></p>	<p></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>総会において、出席株主の議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、その際在任する他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p><u>取締役会は、その決議により取締役会長、社長、副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会を招集する場合は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に招集の通知を発するものとする。</p> <p>但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価とし</p>	<p>主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席している株主総会において、出席株主の議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会を招集する場合は、会日より3日前までに各取締役に招集の通知を発するものとする。</p> <p>但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価とし</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>て当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（社外取締役との責任限定契約）</p> <p>第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>（監査役の選任）</p> <p>第29条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席している株主総会において、出席株主の議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>（補欠監査役の予選の効力）</p> <p>第30条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>（常勤の監査役及び常任監査役）</p> <p>第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>監査役の過半数の同意により、常勤の監査役の中から</p>	<p>て当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役との責任限定契約）</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>（取締役会規則）</p> <p>第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>常任監査役を置くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第33条 監査役会を招集する場合は、会日より3日前までに各監査役に招集の通知を発するものとする。</u> <u>但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第31条 監査等委員会を招集する場合は、会日より3日前までに各監査等委員に招集の通知を発するものとする。</u> <u>但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(事業年度) <u>第36条</u> 〽 (記載省略)</p>	<p>(事業年度) <u>第33条</u> 〽 (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間) <u>第39条</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第36条</u></p>